

# ゆうがおグリーンネット通信

## モニタリングサイト1000 に選ばれました

下野市自然に親しむ会の活動地点が、100年続く予定の自然観察事業「モニタリングサイト1000」の一つに選ばれました。

この事業は環境省が2003年に始めたもので、全国に1000か所程度設置した調査地点の動植物の生息状況を、100年にわたって同じ方法で調べ続け、日本の自然環境の変化をとらえようという大きなプロジェクトです。

本会の調査地点は、里地里山タイプに属しています。県内ではこれまで同タイプの調査地点が2か所選ばれていましたが、4月から新たに本会活動の調査地点を含む2か所が選ばれました。

この地点では、カザグルマやバアソブのような準絶滅危惧種ばかりでなく、このような環境では珍しいジロボウエングサク、ナンバンハコベ、ハルニレなど多くの植物が密集して生えています。現在の

ところ237種が見つかっていますが、まだまだ増えそうです。また、一昨年には、カヤネズミの巢も見つかりました。

ここは市の北部にあり、姿川の霞堤の跡地に隣接しています。このことが、豊富な植物相の作られた原因とも考えられます。

調査は、植物については毎月第3日曜日に、カヤネズミは6月と11月に行います。下野市自然に親しむ会では、一緒に調査してくださる方を募集していますので、興味のある方は生涯学習情報センターまでご連絡ください。

### ■問い合わせ先

生涯学習情報センター  
☎(40)0911



準絶滅危惧種カザグルマ

## 野焼きは法律で禁止されています

住宅の庭先を含む野外でのごみの焼却行為（野焼き）は違法行為です。一部の例外を除き、法律で禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金またはこれらの併科に処せられます。

また、例外とされた場合でも周辺環境への悪影響が認められるときには、直接指導に伺い、行為を中止していただくこともあります。

ごみは焼却せず、きちんと分別してごみステーションに出してください。

### ■例外となる場合

- ・廃棄物処理法の基準に適合した焼却炉で焼却する場合
- ・どんと焼きなど社会の慣習上やむを得ないもの
- ・農業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- ・たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であった軽微なもの

## あなたの犬猫がご近所から好かれるために

誰もが犬猫を好きとはかぎりません。ルールを守らない犬猫の飼い方は誰もが不快に感じます。

周囲の人から理解が得られるよう、飼い主は責任と自覚をもって犬猫を飼うようにしましょう。

### ■『ふん・尿』の処理は飼い主の責任です

散歩中はふん・尿を片付ける道具（ふんを拾うスコップ、尿を流す水入りペットボトルなど）を携帯し、必ず処理してください。特に公園付近では、小さな子どもが誤って踏んでしまうケースが多発しています。

### ■放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いをすると、人にかみついたり、物を壊してしまったりという危険があり、周囲の迷惑となります。必ずリードをつけましょう。猫も花壇や畑を荒らしたり、車に傷をつけたりする危険があります。

## 不用品リサイクル情報

市では、不用品リサイクルの情報を提供しています。

あなたの『譲りたい』『譲ってほしい』情報をお受けしていますので、希望される方は環境課までご連絡ください。

### 〈譲りたい〉

高校生向け参考書等・スクールバッグ（紺色・リラックマイラスト入り）・南河内第二体育館履き（22.5cm）、スカート（サイズ54-66）・第二薬師寺幼稚園ブレザー（上着110cm）・ファンヒーター・CDラジカセ・家庭園芸用殺虫剤（アースガードENT-1,000ml）・チャイルドシート

### 〈譲ってほしい〉

南河内第二中女子制服（夏服、LLサイズ）・自転車（ギア付き大人用、男児用18インチ）・薬師寺幼稚園運動着、制服、かばん、帽子・チャイルドシート・ミキサ（ジュサー）